

「荷主」、「連鎖化事業者」の皆様へ

2026年4月に施行される物流効率化法により、 一定規模以上の荷主を特定荷主に指定、 下記の取組が義務付けられます

連鎖化事業者とは

いわゆるフランチャイズビジネスにおいて、フランチャイズ本部が、加盟店（連鎖対象者）と運送事業者との貨物の受渡しについて運送事業者に指示ができる場合、フランチャイズ本部は「連鎖化事業者」に分類されます

義務付けられる3つの取組

中長期計画
の作成

【積載効率の向上】
【荷待ち時間の短縮】
【荷役等時間の短縮】
自社の物流効率化に向けた
取組に関する計画を作成します

定期報告

毎年、「努力義務」の
実施状況を報告します
荷待ち時間と荷役等時間の状況や
物流の効率化に向けた取組の
実施状況を報告します

物流統括管理者
(CLO)の選任

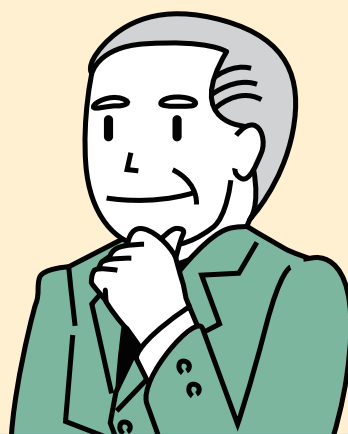
物流の効率化に向けた取組を
全社的に推し進めることができる
責任者を選任します
経営判断を行う役員等の中から
選任される必要があります

皆さんの取組がこれからの物流を支えます

下記の条件に
当てはまる事業者が
対象ですよ



うちの会社は
対象になるのかな？



条件となる特定荷主の指定の基準

年度の取扱貨物の重量 **9** 万トン以上

まずは事業者が、自社の貨物重量を算定し、基準を超える場合には、国に「指定の届出」を提出する必要があります

法律に基づく物流の効率化に向けた取組が不十分な場合は、国から指導・助言、さらには勧告が実施される場合があります
勧告に従わなかった場合はその旨が公表され、さらに、正当な理由なく措置をとらなかったときは、命令が実施され、違反したときには、
百万円以下の罰金が科せられる可能性があります。また、届出を行っていない場合においても、罰金が生じる可能性があります

物流効率化法について

持続可能な物流の確保に向け、荷主に対して「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加」、
「運転者の荷待ち時間の短縮」、「運転者の荷役等時間の短縮」に関する努力義務が、
2025年4月から課されています。具体的に取り組んでいただきたい内容は以下のとおりです

2025年4月より施行

全ての荷主、連鎖化事業者求められる「努力義務」

積載効率の向上

- リードタイムの確保
- 繁閑差の平準化、納品日の集約
- 社内の関係部門間の連携の促進

荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入等を通じた到着時刻の分散
- 混雑時間を回避した日時指定

荷役等時間の短縮※

※連鎖化事業者を除く

- 輸送用器具導入による荷役等の効率化
- バラ積み貨物のパレット化
- タグ導入等による検品の効率化
- 事前出荷情報の活用

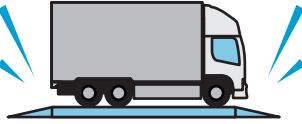


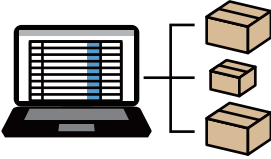
上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表等を行います

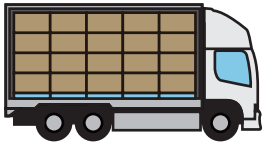
荷主とは

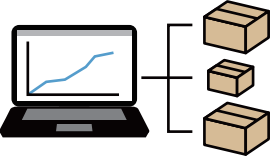
物流効率化法における荷主には、トラック事業者に運送を委託する第一種荷主、
運送契約を行わないものの貨物の受け渡しを行う第二種荷主があります
そのため、発荷主のみならず着荷主も規制の対象となるため注意が必要です

取扱貨物の重量計測には下記のような方法があります

- 

1 トラックスケールを用いた実測
- 

2 商品マスタ等で商品の個数等を把握している場合は、当該商品の
個数 × 重量にて算出する
- 

3 輸送するトラックの最大積載量もしくは平均積載量
× 台数にて算出する
- 

4 売上金額や仕入金額を元に貨物の重量を換算する

年度の取扱貨物の重量が9万トンを超える事業者は届出が必要になります

※算定方法については、各荷主の環境や貨物の特性等を踏まえ、必要に応じて新たな手法を検討いただき算定いただくことが必要です



経済産業省ホームページ
「物流効率化法について」

物流効率化法及び特定荷主に関する詳しい説明はこちら

経済産業省ホームページ「物流効率化法について」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

または、「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト